

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 1 4 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、社会福祉法人平戸市社会福祉協議会の財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告(公表)します。

平成 28 年 11 月 29 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の種別

財政援助団体等監査

第 2 監査の対象

社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会

第 3 監査の範囲及び方法

平戸市が、平成 27 年度に社会福祉法人平戸市社会福祉協議会に交付した補助金等について、出納その他の事務が適正に行われているか関係書類の調査をし、また、担当職員の説明を聴取する方法により実施した。

第 4 監査の期間

平成 28 年 9 月 21 日

第 5 監査の結果

補助金の実績報告書は決算諸表等と符号し、補助金に係る会計処理は適正に行われていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指定管理受託や補助金等に関連する事業について特に指摘することもなく適正に運用されている。

第6 むすび

平戸市社会福祉協議会は、長崎県の基幹的社会福祉協議会のひとつとしてその活動は幅広く、専門機関として地域福祉の充実に努めている。

今回、公益事業としての社会福祉協議会運営補助金及び各種受託事業、指定管理業務としての委託料の監査を行った。

公益事業では、地域福祉活動を初めとして平戸市福祉資金貸付業務、各種募金活動、地域交流事業など行われており、平戸市からの受託事業としては、「食」の自立支援事業、高齢者生活管理指導員派遣事業、高齢者デイサービス事業など主に介護保険サービスを補完するものとなっている。また、指定管理者として、へき地保育所、高齢者生活福祉センター居住部門運営事業などが行われている。

平成 27 年度の法人運営事業の活動では 12,096 千円の欠損金が生じており、介護保険事業を含めた全体事業の決算では、73,437 千円の欠損金を生じているが、前年度繰越剰余金 82,877 千円をもって処理されている。一方、財務状況は資産が負債を大きく上回っており、現状では、安定した経営状況が推察される。ただし、介護保険事業を始めとする各事業において欠損金が生じており、公益事業への影響が懸念される。

平戸市からの受託事業の成果については、前年度に比べて大きな変動はなく、指定管理者となっているへき地保育所運営については、少子化が顕著な所も見受けられ、今後の運営業務にも影響が生じてくると思われる。一方、高齢者生活支援センター運営事業（居住部門）については、前年度に比べ大きな変動はない。

社会福祉協議会においては、地域福祉の基幹的な機関として、今後とも社会福祉活動への住民参加を支援し、地域福祉に邁進していただきたい。